

非正規労働者の希望に応じた正規労働者への転換の推進及び労働者の職務に応じた待遇の確保に関する法律案 新旧対照表
 ○社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（附則第三条関係）（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第一（第二条関係）</p> <p>一～二十の十八（略）</p> <p>二十の十九 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律</p> <p>二十の十九の二 非正規労働者の希望に応じた正規労働者への転換の推進及び労働者の職務に応じた待遇の確保に関する法律（平成二十六年法律第 号）</p> <p>二十の二十～三十三（略）</p>	<p>別表第一（第二条関係）</p> <p>一～二十の十八（略）</p> <p>二十の十九 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律</p> <p>〔新設〕</p> <p>二十の二十～三十三（略）</p>

○厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（附則第四条関係）

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四十 （略）</p> <p>四十一 労働契約、賃金の支払、最低賃金、労働時間、休息、災害補償その他の労働条件に関すること。</p> <p>四十一の二 <u>非正規労働者の希望に応じた正規労働者への転換の推進及び労働者の職務に応じた待遇の確保に関する法律（平成二十六年法律第 号）</u> 第七条第一項に規定する基本方針の策定及び推進に関すること。</p> <p>四十二～百十一 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（都道府県労働局）</p> <p>第二十一条 都道府県労働局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四十一号、第四十二号から第四十七号まで、第五十号、第五十三号から第六十二号まで、第六十五号（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号））<u>第四条第二項に規定する認定職業訓練に係るものに限る。</u>、第六十六号から第七十三号まで、第百二号、第百六号及び第百十一号に掲げる事務を分掌する。</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四十 （略）</p> <p>四十一 労働契約、賃金の支払、最低賃金、労働時間、休息、災害補償その他の労働条件に関すること。</p> <p>〔新設〕</p> <p>四十二～百十一 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（都道府県労働局）</p> <p>第二十一条 都道府県労働局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四十一号から第四十七号まで、第五十号、第五十三号から第六十二号まで、第六十五号（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号））<u>第四条第二項に規定する認定職業訓練に係るものに限る。</u>、第六十六号から第七十三号まで、第百二号、第百六号及び第百十一号に掲げる事務を分掌する。</p>

2
・
3

(略)

2
・
3

(略)